

シリーズ「ルーマンの政治理論」②

## ルーマンにおける「信頼」論の位置

小野 耕二

### 目次

はじめに・「信頼」概念をめぐる状況

第一章・初期ルーマンにおける「信頼」概念の形成

第一節 『公式組織の機能とその派生的問題』における「信頼」概念の登場

第二節 『制度としての基本権』における「信頼」概念の継承

第二章・中期ルーマンにおける「信頼」概念の駆逐

第一節 「慣れ親しみ」と「信頼」

第二節 システム信頼への移行①・コミュニケーション・メディアとの関連

第三節 システム信頼への移行②・人格的信頼からシステム信頼への転換

第四節 「信頼」のシステム合理性

むすびにかえて・存続論から作動論へ—ルーマン理論における「信頼」概念の位置

## はじめに・「信頼」概念をめぐる状況

二クラス・ルーマンが一九九八年に没してからすでに八年が経過した。その間にもルーマンの遺稿を編集した新たな著作が刊行されており、『社会の政治 Politik der Gesellschaft』<sup>(1)</sup>はその代表的なもののうちの一冊といえる。<sup>(2)</sup>しかしこの著作を含め、ルーマンの政治理論の全体像を把握する作業は、その緒に就いたばかりといえるである。<sup>(3)</sup>筆者もまた、前稿において、ルーマンにおける政治理論の変遷の概観を試みたことがある。<sup>(4)</sup>本稿はこの作業を受け、初期から中期のルーマンにおける「信頼」概念を手がかりとしながら、ルーマンにおける政治理論の形成過程を検討することにしたい。その際の検討課題は、まず第一に、ルーマンが自己の政治理論を形成する際に「信頼」概念が果たした役割を明確にすることである。そのためにも、本稿ではまず、ルーマンにおける「信頼」概念の形成過程を解明することにしたい。そして第二の課題は、その後のルーマンの理論展開の過程において、その「信頼」概念がなぜ後景に退いていったか、という問題を検討することである。

我が国でも、九〇年代以降には次第にルーマン理論への関心が高まりつつあり、主要著作の翻訳もかなり刊行されてきている。<sup>(5)</sup>しかしその理論の検討作業は十分に進んでいるとは言い難い状況にある。とりわけ政治学の分野においては、ルーマン理論を検討した業績はほとんど存在していない。<sup>(6)</sup>したがって、本稿の主要な分析対象となる「信頼」概念についても、その政治学的意義は未検討のままに残されている。本稿は、そのような学問的空白を埋めるための作業として、まず位置づけられることになる。

しかし本稿のねらいはそこにとどまらない。ルーマン理論における「信頼」概念は、ルーマン研究とは全く異なるた経路から、政治学者のなかで最近注目を集め始めている。それは、パットナム R. Putnam の著作『哲学する民主主

義<sup>(7)</sup>によって提起された「社会関係資本 social capital」概念との関連で、ある社会における民主主義の機能を支える社会的ファクターとしての「社会関係資本」を「信頼」として概念化する試みとして開始されている。その中では、「信頼」概念を検討する三研究潮流の一つに、ルーマンの「信頼」論が挙げられているのである。しかしそれらの研究の多くは、ルーマンの原典に当たつたものではなく、『信頼』と『権力』という二冊の著作の英訳本と、ルーマンの手による他の英語論文<sup>(8)</sup>とに依拠したものである。その点で、ルーマンの理論展開の過程における「信頼」概念の位置を、ルーマンの著作に即して検討したとは言い難い状況にある。したがって、本稿ではこれらの研究をも念頭に置きつつ、しかしまず第一にルーマン自身の理論展開の過程を踏まえながら、ルーマンにおける「信頼」概念の位置づけを検討することにしたい。そうすることによつて、次に紹介するような新たな問題を明確化させることも可能になると思われるるのである。

上に記したように、政治学の分野では、「社会関係資本」研究を通路としながらルーマンの「信頼」論への関心が高まつてきてている。しかしそのような動きが現れ始めた九〇年代において、ルーマンが刊行した著作の中には、「信頼」概念への言及はほとんど見あたらない。後期ルーマンにおける理論枠組み内では、「信頼」概念の潜在化、といふ状況が起こつてきている、と思われるのである。その中で、政治学の分野においては、ルーマン理論も含めた上で、「信頼」概念への関心が高つっていく、という状況となつていて。このように、ある意味ではパラドキシカルに見えるこの状況を解析することが、本稿最後の課題となつてゐるのである。これららの課題を解明することによつて、現在は多様な理論の交錯領域となつてゐる「信頼」・「社会関係資本」概念に関する研究状況を整理し、かつその後の発展方向をも見通すことが可能となるであろう。

(1) ルーマンの政治理論の集大成と曰ふべきの新作は、キーザーランク A. Kieserling による『構築された』(1999年)に行われた。Niklas Luhmann, *Die Politik der Gesellschaft*, Hrsg. von Andre Kieserling, Suhrkamp Verlag (Frankfurt am Main, 2000)。この著作をめぐらしづかめに、ルーマンの政治思想が「100」年に亘る特別の研究集合を開催してある。その成果をマニフェストの「100」年の論文集の形で示す。この作業によりこれまで次稿以降に紹介した、検証や批判するなど。

Kai-Uwe Herrmann und Rainer Schmalz-Brunn (Hrsg.), *Theorie der Politik: Niklas Luhmanns politische Soziologie*, Suhrkamp Verlag (Frankfurt am Main, 2002).

Kai-Uwe Herrmann・Karsten Fischer-Harald Bluhm (Hrsg.), *Das System der Politik: Niklas Luhmanns politische Theorie*, Westdeutscher Verlag (Wiesbaden, 2003).

(2) 彼の最後は、「政治的組織」のもつた特性が公刊されよう。

Niklas Luhmann, *Organisation und Entscheidung*, Westdeutsche Verlag (Wiesbaden, 2000).

Ders., *Die Religion der Gesellschaft*, Hrsg. von Andre Kieserling, Suhrkamp Verlag (Frankfurt am Main, 2000).

Ders., *Das Erziehungssystem der Gesellschaft*, Hrsg. von Dieter Lenzen, Suhrkamp Verlag (Frankfurt am Main, 2002)。著者「社会の教育システム」、東京大学出版会、1999年。

Ders., *Einführung in die Systemtheorie*, Carl-Auer Systeme Verlag (Heidelberg, 2002).

(3) ルーマンの政治理論に関しては、前註<sup>1</sup>に掲げた著作「社会の政治」を除く、100の論文集のほかに、以下の単著も公刊されている。近年になってルーマンの政治理論に関する関心が高まっていることを示す現象と言えるであらへ。これらの著作に関しては、本格的な検討は次稿以降で行うことにしたい。なお、本稿の課題との関連で付記するなど、これららの著作におこづかく、ルーマンの「偏頗」概念に関する十分な検討作業を見出だせないむせばなかつた。

· Stefan Lange, Niklas Luhmanns Theorie der Politik: Eine Abklärung der Staatsgesellschaft, Westdeutsche Verlag (Wiesbaden, 2003).

(4) 抽稿「ニクラス・ルーマンの政治理論」、日本政治学会編『年報政治学』1001 110世紀のドイツ政治理論』所収、岩波書店刊、11001年。この論文は、「ルーマンの政治理論」と題するシリーズ論文の第一作と位置づけられており、本稿はそれに統べ第二論文として執筆されている。今後は、ルーマンの「権力」概念や「政党論」といった、より政治学的な議論について検討を進める予定である。

(5) 次章で詳しく紹介するように、ルーマンによる初期の著作である『制度としての基本権』と『公式組織の機能とその派生的問題』に加え、中期の『手続きを通しての正統化』や『社会システム理論』、それにルーマン最晩期の著作である『社会の法』や『社会の芸術』、没後に刊行された『社会の教育システム』などの翻訳も、最近になってついでないと刊行されている。これらの邦訳についても適宜紹介する予定である。

(6) 我が国での業績としては、抽稿の他に、松永信一のものを挙げるとができる。松永信一「ニクラス・ルーマンの政治理論」、『ム論と世論の二様相』、『撰南法学』111号所収、一九九九年。同「世論過程と政治システム—ルーマン理論と政治学」、『撰南法学』114号所収、11000年。同「ニクラス・ルーマンの政治理論」、森本哲郎編『システムと変動の政治学』所収、八千代出版、11005年。

(7) Robert Putnam, *Making Democracy Work: Civil Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press (Princeton, 1993). 河田潤一訳『相互扶助民主主義』、NTT出版刊、11001年。Do., *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon and Schuster (New York, 2000)。柴内康文訳『孤独なボウリング：米国ノリタケの崩壊と再生』、柏書房刊、11006年。また、以下の著作をも参照。宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル：現代経済社会のガバナンスの基礎』、東洋経済新報社刊、11004年。

- (8) その代表的著作として以下のものが挙げられる。Mark E. Warren ed., *Democracy and Trust*, Cambridge University Press (Cambridge, 1999)。  
 なお、信頼概念一般に関するものは、以下の著作を参考されたい。Francis Fukuyama, *Trust: the Social Virtues and the Creation of Prosperity*, Free Press (New York, 1995)。加藤寛記『信頼へ立たせ』、笠書房刊、一九九六年。またラッセル・セイジ財団が刊行している『信頼』研究叢書も、現在までに九冊が刊行されている。これらの著作は以下を、次稿以降において検討する予定である。
- (9) N. Luhmann, *Trust and Power*, translated by H. Davis, J. Raffan and K. Rooney, Wiley (Chichester, 1979).
- (10) N. Luhmann, "Familiarity, Confidence, Trust: Problems and Alternatives," in Diego Gambetta, ed., *Trust: Making and Breaking Cooperative Relations*, Basil Blackwell (New York, 1988).

## 第一章：初期ルーマンにおける「信頼」概念の形成

私はすでに前稿において、ルーマンの政治理論の展開過程を三期に区分している。<sup>(1)</sup>そして本稿の検討対象である「信頼」概念の形成・成立過程に関しても、この時期区分を適用することができる。ただし本稿冒頭すでに触れているように、ルーマン理論の内部における「信頼」概念の意義は、その初期の段階に有していた役割が、中期を経て後期に至る過程で次第に後景に退いていく、とこう形で整理されようであろう。初期ルーマンにおけるこの過程を、彼の主要著作に即しながら明確化する」とが、本章の目的となる。

いわば、「初期ルーマン」という場合には、六〇年代に刊行された著書・論文を念頭においている。行政官として自らのキャリアを開始したルーマンは、行政学的な問題関心から、パーソンズらによるアメリカ社会学の成果を批

判的に撰取していったのである。前稿では、その過程を一般的な形で紹介したが、本稿では「信頼」概念の形成過程という限定的な視角から、この時期におけるルーマンの理論的作業を検討することにしたい。その際に、彼の作業内容をふまえつつ、六〇年代における二冊の著作に注目しながら、その理論的内容を紹介していく。

さて、六〇年代前半と、いうもともと初期の時期において、ルーマンが公刊した著作には『公式組織の機能とその派生的問題』（六四年）<sup>(2)</sup>と、『制度としての基本権』（六五年）<sup>(3)</sup>の二冊がある。これらは、シュパイヤー行政大学が編集している『シュパイヤー大学叢書 Schriftenreihe der Hochschule Speyer』第一〇巻と、『公法叢書 Schriften zum Öffentlichen Recht』第一四巻、ところシリーズに含まれる著作として刊行されている。ハーヴィードでの留学体験をふまえ、同大学で研究生活を開始したルーマンが最初に刊行した研究書が、この二冊なのである。これらの著作は、ルーマンがその後の研究生活の出発点としたものにふさわしく、まず第一に明確な問題意識と問題設定とに基づいて、パーソンズなど当時の重要な社会学者の業績や理論が、幅広く紹介され批判的に検討されている。そして第二に、そこに記述されている議論は、その後のルーマンの理論展開にとっての出発点＝「端緒」<sup>(4)</sup>とも言えるものとなつていているのである。そこには、ルーマンのその後の著作において展開されているさまざまな議論の「端緒形態」を見て取ることができる。本稿の課題である「信頼」概念との関連では、「行動期待の一般化 Generalisierung von Verhaltenserwartungen」がキー概念となつていて、初期ルーマン理論においては、この概念によつて、「規範形成」の過程と「システムの安定化」が達成される根拠とが説明されており、そしてこの概念が「信頼」概念形成への媒介項となつてゐるのである。以下この点についてさらに詳述しておこう。

## 第一節 『公式組織の機能とその派生的問題』における「信頼」概念の登場

本書は組織論に関する著作であり、題名の中にある「公式」という訛語も、のちに述べるように「公的 public」という意味ではなく、「確立された」ないし「定式化された」という意味での「公式 formal」という用語が充てられている。その意味で、本書は行政学の分析対象となる「公的組織」＝官僚制などを分析対象とした著作ではない。ここでは、社会を「社会システム」と捉えた上で、そこにおける組織一般の機能的分析を試みているのである。そしてこの場合に「機能的分析」とは、「規範科学的な考え方」からの脱却とみなされている。本書の序章における以下のような叙述を参照して欲しい。

「ここで、社会システム内で公的に妥当している正しい行為規範というテーマに議論をもどすならば、われわれが取り組まなければならないのは規範の内在的な意味や正しさといった問題ではなくその機能である、といふことがはつきりする。規範はどのような行為が正しい行為であるかを示すだけではない。これとはまたたく別な側面として、規範は、実際の行為から成り立つ社会システムの構造をも同時に形成しているのである。規範は、複数の人間の諸行為が社会システムを形成するとすぐに発生してくる、行動期待の安定化という問題をも解決しているのである。」(① s.19. 上巻二〇頁。傍線は引用者による強調。)

では、ここでいう「機能的分析」とはどのようなものであろうか。上記の引用に続くパラグラフで、ルーマンは次のように述べる。機能的分析の立場からすれば、行為や行動期待、規範やシンボルには「システムを形成する作

用がある」とされ、その上で「機能的分析」とは、「これらものを、機能的に等しい作用を持つ他の可能性と比較」するもの、とそれでいるのである。ハハでいう「他の可能性との比較」こそが、ルーマンにおける「機能分析」の中核をなす第一の発想であった。何が「正しい」のか、何が「本質」なのか、といった問いを発するのではなく、どのような機能を有しているか、という観点から「機能的等価物」を探り、それらとの比較を行う」とこそが、ルーマンにとって重要なのであった。<sup>(5)</sup> そこから第二に、システムの機能的分析を「システムの内的関係に限定」するのではなく、システムと環境との相互作用、という観点を導入することが必要とされている。「存在論的なシステム概念」においては、「システムを内的関係に限定」するのであるが、それに対してルーマンは、次のような批判を行っている。

「その概念は、システムを内的関係に限定し、その環境を無視しているのである。そこでいわれるシステムは、実体と同じように、自足的な統一体なのである。したがって、システムを作用連関としてはじめて理解可能とする」と、つまり変化する環境の中にあってシステムの存続とはつねに問題をはらんだ現象なのであり、システムがそのような環境の中で自らを不変に保とうとするためには、「システム維持に役立ちうる内的な秩序が必要である、といったことにはほとんど言及されることがなかつた。」（① S. 23. 上巻二六〇二七頁。傍線は引用者による強調。）

かくして、システム内部において、「システム維持に役立ちうる内的な秩序」のメカニズムを解明することが、ルーマンの理論的課題となる。本書では、「公式組織が社会システムの統合と安定化の新たな可能性を作り出していく

て「思われる」とした上で、「公式組織」の分析を行つてゐるのであるが、本稿ではその作業の紹介に立ち入らない。あくまで「信頼」概念の形成過程を明確化する、という本稿の課題との関連において、本書の記述を紹介することとした。ルーマンは、「行動期待の一般化」と題する本書第四章において、以下のように記述している。

「機能分析は、その研究対象が行為システムの存続に対して果たしている貢献を問題にする。あるシステムの存続ならびにその固有の秩序作用とは、環境にたいする相対的な恒常性という関係によつて示される。この関係は、行動期待のレベルでは、多くの状況の変化にもかかわらず、人々がシステムとの関係ではある一定の期待をもち続けることができる、ということを意味する。」(① S.55. 上巻七四頁。傍線は引用者による強調。)

ルーマンはこのような問題設定から、「行為システムが相対的な恒常性を獲得する手がかり」を「行動期待の一般化」という現象のなかに求めているのである。ここでルーマンは、「一般化」を「システムによつて作り出される恒常性をあらわす概念」とした上で、「一般化の可能性は三つの異なる方向で追求することができる」(① S.56. 上巻七四頁。)と記している。その「三つの方向」とは、時間的 zeitlich・事象的 sachlich・社会的 sozial であり、それがうまく達成されると、それぞれ規範化・役割形成・制度化が達成される、とされているのである。そしてこれらの達成は、「信頼」概念の成立へと連繋するものであつた。

「期待が、時間的、事象的ならびに社会的といふ三つの方向で公式化されると、そしてまたそのかぎりで、その期待は高度の安定性と信頼性 Verlässigkeit を獲得する。そのとき、本来的に行行為の重要な基礎をなすも

のである、持続的な態度、事象的な意味連関と合意とは、確実な決定のために、いくつかの擬制Fiktionenによつて代替可能となる。それらの擬制には、内的交流のための、意識負担の軽減メカニズムや状況を単純化するメカニズムが含まれる。」（① S.71. 上巻九六頁。傍線は引用者による強調。）

このようにして、「システム維持の作用をもつ内的秩序」のメカニズムがルーマンにより明確にされてきた。境界維持的な機能を遂行する社会システムは、「システムを公式化することによって」境界を設定し、そして行動期待を三つの方向で一般化し公式化することにより、その恒常性を獲得することになる。このメカニズムを端的に表現する用語として、ルーマンは「信頼Vertrauen」を提起するのである。彼は、「『一般化されたシステム信頼は、新しい広範な形態の合理的行動のための本質的な前提条件であり、これは組織なくしては考えられないであろう』」（① S.71. 上巻九六一九七頁。傍線は引用者による強調。）と明記したのちに、この「信頼」が発生する条件やその機能について簡単に検討していく。

そこでルーマンは、まず「信頼」の発生メカニズムを、個人レベルから書き起ししていく。まず「個人的な面識」をもとにして「個人レベルでの信頼」が形成される。しかしそれがさらに、見知らぬ人々との関係をも含んだ複雑な関係の中で機能するためには、信頼メカニズムの展開が果たされなければならない。

「多くの前提に支えられた、行為の合理性の諸形態は、遠い未来にまで及び、システム媒介的で、見知らぬ人を含み込むような作用連関を考慮しなければならない。」このような合理性の諸形態は、人々が自らの信頼を、個人に対する信頼から、社会システムへと転換することを学んではじめて発展させることができるのであ

り、そのシステムのなかでは、個人は単にある特殊な役割を演じているにすぎない。そのとき、信頼は「もはや顔見知りの人間のアイデンティティに関係づけられる」とはなく、「一定の境界内における行動期待の公式化によって保証される、社会システムのアイデンティティと関係づけられるようになる。」(① S.72-73. 上巻九八頁。傍線は引用者による強調。)

「」のような「信頼」が確立すると、人々は、システムの錯綜した諸条件のすべてを見通すことができないにもかかわらず、システムの存続に信頼を寄せるようになり、そして理性的に行為する可能性が増大するのである。ただし「個人に対する信頼」から「システム信頼」へと、どのように拡張することができるのか、という問題について、「」では説得的な形で論証されてはいない。ルーマンは、「期待構造の公式化と境界の定義」と題された本書第五章を、以下のような文で締めくくっている。そしてそれは、本書で初めて提示され、いまだ十分には展開されていない「信頼」概念の、その後の理論的発展方向を示唆しているように思えるのである。

「しかしながら、この議論には、その真なる核心として一つの機能的連関、すなわち期待の公式化と信頼の一般化ならびに行為の包括的な合理化との間に見られる機能的連関についての示唆が含まれている。」(① S. 73. 上巻九九頁。傍線は引用者による強調。)

## 第二節 『制度としての基本権』における「信頼」概念の継承

ルーマンの二冊目の著書となる本書は、前著の問題意識を引き継ぎつつ、「自由」・「平等」といった基本権の社会的分析を試みている。その際に、これら的基本権は「制度」として、つまり「時間的・事象的・社会的に一般化された行動期待」として定義されている。<sup>(7)</sup> この部分では、前著でも見られた「一般化の三つの方向」が念頭におかれているが、前著の場合には、制度は「社会的に一般化された行動期待」とされていた。そして「時間的一般化」の場合には「規範化」が、「事象的な一般化」の場合には「役割形成」が達成される、としていたのである。本書では、規範や役割をも含めた意味で「制度」という用語が定義されていると思われるるのである。以下の叙述も参照して欲しい。

「社会学的観点からすると、基本権は制度として現れる。この概念は、社会学においては、単純に一つの規範複合体を意味するのではなく、事実的な *faktisch* 行動期待—社会的役割との関連において顕在化し、常に社会的コンセンサスを計算に入れておくことができる事実的な行動期待—の複合体を示している。「所有」・「思想の自由」・「平等」等々の基本権のスローガンと、それに対応する憲法の条文とは、制度化された行動期待をシンボル化するのであり、具体的な状況におけるその期待の現実化を媒介するものである。」<sup>(2) S. 12-13. - 111 頁。傍線は原著者イタリックによる強調。)</sup>

ここでは、基本権という概念が「單なる規範複合体」ではなく「事実的な行動期待」であり、その制度化が「事

実的に生じてくるもの ein faktisches Geschehen」とされていふに注目したい。ルーマンにおいては、規範とは事実的な過程から形成されるものなのであり、事実から切り離されたところに存在するものではない。ルーマンは本書の中でも、「基本権は、自然が国家に対し権利として押しつけたという神秘に包まれた由来を有する超実定的な規範などではないこと」を明らかにしたい、と記している(② S.12. 1 || 頁)。このように、規範を事実的な過程から分析しようという発想は、後期ルーマンに至るまで一貫したものであり、この点にこそ、ルーマンの「機能主義」の核心があると考えられる。この点については後段でさらに言及する。

『制度としての基本権』の記述に戻ると、ルーマンは本書で、自らの立場を「社会学者」であると明確にした上で、「基本権」という「ドグマティッシュな国家学の直接的研究対象」を機能主義的に検討しようと試みている。研究の出発点は「政治システムの社会学」という地点に置かれているのである(② S. 10. 1-2 頁)。その結果、分析対象はもはや「国家」ではなく「社会システム」となり、そ�で、解明されるべき課題は「秩序問題」であった。「基本権」という研究課題に対する、ルーマンなりの新たな分析視角への意気込みを良く示していると思われる。以下の叙述を参照して欲しい。

「ドイツ国家思想は、古い諸真理と新たな複雑化した現実とのこのような緊張関係の中で、イデオロギー化と自意識過剰な幻滅との間を揺れ動いているように見える。国家概念に結びつけられた秩序要請のうちに決して断念することのできない核心を見ることは確かに正当である。問題はその秩序要請の宛先にある。「秩序の」確立への期待の宛先を「国家」と理解する場合には、洞察と決定の集中ということが前提されている。しかしこうした集中化は、近代の分化した社会秩序には存在しないばかりか、有意味なものではありえない。

従つて学問がこのような課題を前にして真理可能性を断念したとしても、それは決して偶然ではない。わが国で国家概念が占めてきた位置は思想と諸制度の発展の中ではやその意味を失つており、従つてそれに固執する必要はなく、他の仕方で処理されなければならない。それをなしうるのは、恐らくは分化した社会についての社会学的理論である。それは恐らくは、そのような社会秩序の維持、安定化そして合理化（問題解決）のために望ましい諸制度の複雑化した網の目の洞察を可能にするからである。」（② S.16-17. 一二一—一四頁。）

そしてここで提起された「秩序問題」との関連において、本書では「信頼」概念の意義がさらに展開されていくのである。本書第五章「行動期待の安定化・コミュニケーションの自由」の冒頭では、この点について次のような記述を見いだすことができる。

「社会秩序は、個人の自己表出のためにチャンスを開くだけで事足れりとしていることはできない。それはさらに、十分な程度の行動期待の相互補完性を調達しなければならない。それは、自己および他者の行為に關する期待の地平を、互いに適合する行為を信頼をもつて verlässlich 期待し合うことができるよう調整しなければならない。」（② S.84. 一四二頁。傍線は引用者による強調。）

ここで指摘されている点は、社会秩序のために必要な調整は、行為のレベルではなく、行動期待のレベルで行われなければならない、ということである。全員が同じような行動を行う必要はなく、行動期待の面で同調していればよい、とされているのである。そして、社会秩序に対するこのイメージは、パーソンズによる「規範的コントロール

「ル」への批判にもなっている。パーソンズの社会システム理論を紹介している同書第九章で、「内／外区別」の記述の個所に付された註一八において、ルーマンは以下のように記している。

「私はこの概念を、パーソンズのように、あらゆるシステムはその環境世界によって一つのヒエラルキーの中に組み込まれていくという意味において規範的にコントロールされるという観念と結びつけはしない。システム形成の内／外—差異を『コントロールのヒエラルキー』の思想と等置することによって、パーソンズは自らを大いに論争の対象となることになった彼の調和的な全体理解へと導く転轍機を置いたのであった。システム／環境—連関は、彼にとっては、それゆえに包括的な体系によつて概念的かつ必然的な仕方で統制されているのである。」(② S.193. ||||| 頁。)

こゝで付記しておかなければならぬことは、本書第九章「社会的分化の理論」におけるパーソンズ理論の紹介では、非常に抑制的で簡潔な叙述に終始しており、「保守的」というような異論に対しても、「このようないい論は当を得たものではない」と明確に批判している点である。このことからして、ルーマンのパーソンズ評価を、性急な批判者たちのそれと同一視することはできないと思われる。既に旧稿で検討しておいたように、ルーマンの「構造—機能主義」批判には、機能主義への純化の方向性が見られるのであり、上記の批判もその立場からなされたものと考えることができる。<sup>(8)</sup> そしてこの批判は、本節冒頭に紹介した本書の問題意識とも連繋しているのである。本書最終章の結論部における以下のような記述もまた、ルーマンの立場を鮮明にしたものと評価できるであろう。

「価値概念によつて追求されてゐる」とは、行為可能性の無限に開かれた地平を閉じることであり、究極的には世界の全体を構成することである。しかしこの構成は、システム構築によつてなされることがある。価値概念のうちに前提されている、根拠づけを行う絶対的なものは、システムの機能能力のうちに見いだされる。システムがより包括的なものと考えられ、行為のうちにより包括的なものとして現実化されればされるほど、このシステムはより確実に根拠づけを行うようになる。そのような拡張は分化を要請する。人間の体験と行為とのシステムが、より包括的な秩序づけを行おうとすればするほど、それはより一層強く分化されざるをえなくなり、より一層強くまた多面的にコミュニケーションを一般化せざるをえなくなり、そしてより一層人為的な行為基礎を求めるべからざるくなる。われわれが基本権を究明したのは分化可能性の条件という枠内においてであつたが、そのような条件は価値哲学が独占しようとしてきた地位をそれに代わって占めるべきものとして登場してきたのである。個人的自己表出の戦略のうちに、期待の一般化という相手の立場をわきまえ深い洞察をもつが感情的には中立的な配慮のうちに、貨幣という擬制的な充足価値に対する信頼のうちに、国家的問題決定の横溢を前にしながらなお平然としてそれに無関心でありうるといふことのうちに、そしてシステムの機能能力を問題化する批判的潮流に対してこれらすべての構えが持ち続ける感受性のうちに、世界に対する人間の新たな行動のあり方が告知されているのである。そして哲学は、その解釈を新たな課題として設定している。(② S.216. 一一五八—三五九頁。傍線は引用者による強調。)

マルクスの「フォイエルバッハに関するテーマ」を意識しているかにも思われる最後の文から、ルーマンの決意を感じ取れることができるであろう。ルーマンは本書において、行動期待の一般化と信頼とによつて、価値や規範に

論 説  
ままでの記述の中にその理論的内実を十全な形で見いだすことはできなかつた。」の残された課題を、まさに『信頼』というタイトルの単著によつて果たすことが、ルーマンの次の目標となつてゐるのである。

## 註

- (1) 前章註四に掲げた拙稿「ニクラス・ルーマンの政治理論」において紹介した時期区分を参照。そいでは「政治理論の形成過程」という観点から、初期を六〇年代末まで、中期を八〇年代前半の『社会システム理論』の公刊までとし、その後を後期と位置づけてゐる。本稿での作業もいれに基づいており、とりわけ初期から中期におけるルーマンの著作を検討してゐる。
- (2) N. Luhmann, *Funktionen und Folgen formaler Organization*, Duncker & Humblot (Berlin, 1964). 以ト本書を①と略記する。なお、本書には以下の邦訳がある。沢谷豊・関口光春・長谷川幸一訳『公式組織の機能とその派生的問題』上巻、新泉社刊、一九九二年。沢谷豊・長谷川幸一訳『公式組織の機能とその派生的問題』下巻、新泉社刊、一九九六年。以下、本文中で本書を引用する際には、引用の後に以下のよう記して、当該頁数を示す」ととする。(① S. 13. 上巻一四頁。)」のように書かれている場合、それは(原著 Funktionen, S. 13. 上掲邦訳上巻、一四頁。)といふ内容を示している。引用文中における傍線強調については、それぞれの個所でその意味に沿つて觸及する。また、訳文については適宜改訳しているが、これに関してはいちいち言及しない。
- (3) N. Luhmann, *Grundrechte als Institution*, Duncker & Humblot (Berlin, 1965). 以下本書を②と略記する。本書にも以下の邦訳がある。今井弘道・大野達司訳『制度としての基本権』、木鐸社刊、一九八九年。頁数の示し方や留意すべき事項については、前註で示した方式を踏襲してゐる。
- (4) 『公式組織の機能とその派生的問題』の冒頭に收められてゐるマルクス Fritz Morstein Marx の序文には、ルーマン自身が「の

## ルーマンにおける「信頼」論の位置（小野）

著作を「端緒 Ansatz」と位置づけてふる、といふや記述が見られる。

① S. 13. 上巻一四頁。

(5) ルーマンの「等価性機能主義」については、以下の拙稿の第三章を参照のこと。「二クラス・ルーマンにおける政治システム論の形成過程」、名古屋大学『法政論集』第八九号所収、一九八一年。

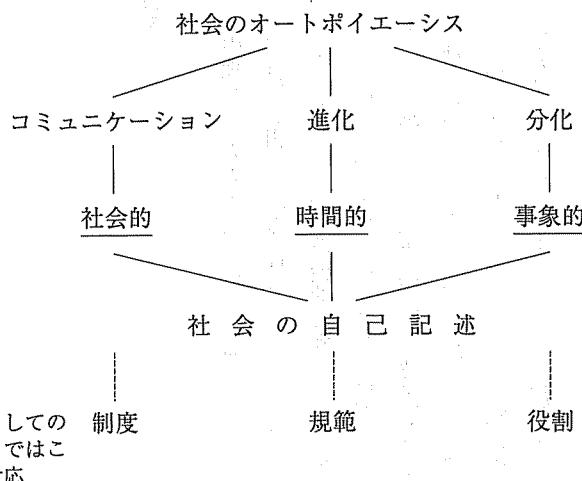
(6) この三つの方向は、オートポイエティック・システムにおけるシステム理論の構成要素に対応しており、初期から後期までのルーマンに一貫して存在している。晩年の著作である『社会の社会』に掲載されている以下の図<sup>1</sup>を参照。出典は以下の通り。

N. Luhmann, Die Gesellschaft der Gesellschaft, Suhrkamp Verlag (Frankfurt am Main, 1997), S. 1138. ただしその表現や内容は大きく異なるており、それら両者の連関については、私自身が十分な検討を行い得ていない。この点に関しては次稿以降の課題としたい。

(7) ② S. 13. 「三頁。ただし邦訳では、「事象的」が欠落している。

また本書の邦訳では、Verhaltenserwartungen にたいして「行為態度予期」という訳語があつてゐるが、本稿では前節に引き続かれて「」れに「行動期待」という訳語を充てる」としたいたい。

(8) 『制度としての基本権』ではこれらに対応する社会システム論の形成過程」を参考されたい。なお、「はじめ



図一 ルーマンシステム理論の構成要素

に」で言及したルーマンの『信頼』と『権力』の英訳本に付されたイントロダクションにも、社会学的機能主義の「ラディカル化」というルーマン評価を見て取ることができる。以下の箇所を参照。

Gianfranco Poggi, "Introduction," in N. Luhmann, *Trust and Power*, p. ix.

## 第二章 中期ルーマンにおける「信頼」概念の彫琢

六〇年代後半という、初期ルーマンの終期においては、『行政学の理論』（六六年）、『信頼』（初版・六八年、増補第二版は七三年）、『目的概念とシステム合理性』（六八年）などの著作が相次いで刊行されている。なお、この時期に執筆された論文を編集した論文集である『社会学的啓蒙』第一巻（七〇年）や『政治的計画』（七一年）が刊行されるのは、もう少し後の時期と言うことになる。この時期の著作の中では、本稿ではやはり『信頼』が中心的な検討対象となる。この著作は、一九六八年に初版が刊行され、七三年に増補された第二版が公刊された。<sup>(1)</sup>ここではその増補第二版の内容を中心に検討することを通じて、七〇年代前半におけるルーマンの「信頼」論の到達点を明らかにしてみたい。そしてこの作業をふまえつゝ、「ルーマンの政治理論形成」という観点から「信頼」概念の意義を確定することが、本章の目的となる。まず、『信頼』と題された著作の冒頭に、以下のような信頼概念の定義が掲げられていることを確認しておこう。

「信頼とは、最も広い意味では、自分が抱いている諸々の期待をあてにすることを意味するが、この意味で

の信頼は、社会生活の基本的事実である。」(③ S. 1. 一頁。傍線は引用者による強調。)

ルーマンにとって、この「社会生活の基本的事実」である「信頼」をどのように分析するか、が次の問題となつてゐる。その際に彼が採用した手法は「機能的分析」である。そこで問題設定の手がかりとなるものは、「行為システムの存続の維持にかかる問題」であり、より抽象的には「〔システムとしての〕同一性の維持にかかる問題」であつた。この「存続」も「同一性」も、ルーマンにおいては「システムと環境との間」の複雑性にかかる問題として定式化されるのである。その上で、自我にとっての問題は、「世界の中に他我が存在する」ということによつて、予測不能な複雑性が自我に課せられる、ということになる。そしてこの問題を理論的に解明するときに、ルーマンはその師であるバーソンズによる「二重の条件依存性」の理論を批判的に検討しながら、「信頼」の理論を構築しようと試みるのであつた。<sup>(2)</sup>

ルーマンは、この「二重の条件依存性から規範形成へ」という方向性を探らない。彼はその代わりに、複雑性を有效地に縮減する形式としての「信頼」に着目し、その機能的分析へと進んでいくのである。その際、信頼の問題は次のところにある。「すなわち、現在においても多くの可能性が、現実化されうるし、現実化されることによつて過去へと移されるのだけれども、しかし将来は、それよりも遙かに多くの可能性を含んでいる、という事態である。」(③ S. 12. 一九頁。) 人間はこのような状況に直面しつゝ、将来の複雑性を縮減していくのであり、その時に「信頼」はそれを達成するメカニズムの一つとされるのである。ルーマンにとって、時間の経過もまた「複雑性を縮減」するものと把握されうる。したがつて、信頼は次のように記述されることになる。

「現在は、複雑性を把握し縮減する潜在的働きを持つてゐるが、信頼は、現在のその働きを強化するのである。信頼は、出来事に抗して存続を強化し、そうすることによつて、出来事に関してはより大きな複雑性を伴いつつ生活し行為することを可能にするのである。」(③ S. 16. 一二五頁。)

ここでルーマンは、信頼を「出来事に関してはより大きな複雑性を伴いつつ生活し行為することを可能にする」ものとして特徴づけてゐるのであり、それは「出来事を制御する」とこととは区別されなければならない、と述べる。貨幣・権力・真理などの「コミュニケーション・メディア」は、いずれも「出来事を制御するメカニズム」なのであるが、「これらの各メカニズムが現在において安定化するには、信頼が前提される」(③ S. 17. 一二六頁。傍線は引用者による強調。)としているのである。この個所に続き、「可能な諸々の出来事の、把握可能な複雑性が増大するならば、出来事の制御と信頼は、相補的にまた並立して一層強く求められなければならない」(③ S. 17. 一二六頁。)とも記されているが、これは注目すべき記述であろう。ルーマンはこののちに、「コミュニケーション・メディア」論を展開していくが、「信頼」はそれらと相補的であるが区別されるべきメカニズム、とされてゐるのである。そしてこの区別は、パーソンズらの「小集団」研究に由来する、行為の道具的志向と表出的志向との区別に依拠している。「将来に關係してなされる出来事の制御」(③ S. 15. 一二三頁)を「道具性」と関連づけ、そして「信頼」を「現在の存続の確実性」を志向する表出性」と関連づけることによつて、ルーマンは両者の差異を明確化しようとしたのである。このとき、「信頼」とは、まさにメディアなどの機能の前提としての「システムの存続」のメカニズムを表現する概念であり、このようなメカニズムを前提した上で、メディア等を通じた「システムの作動」の分析がなされていく、と考えられるのである。とするならば、システムの存立メカニズムの分析から、次第にその作動様式

の研究へと重点を移していくた中期以降のルーマンにおいて、その理論的業績の中で「信頼」概念が次第に後景に退いていくことは必然的にも思えるのである。この論点を念頭に置きつつ、やむに『信頼』の理論展開を追っていくこととする。

### 第一節 「慣れ親しみ」と「信頼」

前項で紹介した内容を記述する際に、ルーマンはペーソンズに言及しつつ、以下のように述べてゐる。「タルコット・ペーソンズは正当にも、政治的信頼の基礎としての小集団規模での表出的な連帯の意義を、まさに政治過程の複雑性の未規定性と関連づけたのである」(③ S. 17. 一七頁。傍線は引用者による強調)。この点を明確にするために、ルーマンは「慣れ親しみ Vertrautheit, Familiarity」という、社会科学用語としてはやや熟していないと思われる用語を使いながら、それを「信頼 Vertrauen, Trust」と対置している。ここで「慣れ親しみ」とは、「存在者の自明性」とされ、「疎遠で不気味なもの」との対概念として設定されている。この「慣れ親しみ」と「信頼」とは、次のようないふ意味において異なつてゐる。それは、「慣れ親しみのある世界においては、現在や将来にもまして、過去が優位を占める」(③ S. 20. 三二一頁)のにたいして、「信頼は将来へと向けられている」のである。この説明に続く、以下の叙述を参照して欲しい。

「たしかに信頼は、慣れ親しんだ世界においてのみ可能である。信頼は、その背景が確実なものとなるために、歴史を必要とする。なんの手掛かりもなしに、なんの以前の経験もなしに、信頼することは不可能である。

しかし、信頼は決して過去からの帰結ではない。そうではなく、信頼は、過去から入手しうる情報を過剰利用して将来を規定するところ、リスクを冒すのである。信頼のこの行為によって、将来の世界の複雑性が縮減されるのである。」(③ S. 20. 11111頁)

」のようにして、信頼は慣れ親しみを前提しつつ、しかもその両者は「複雑性を吸収する相補的な手段 *komplettäre Mittel*」とされてくる。しかし、この信頼が「間主観的な過程への信頼」へと切り換えられ「システム信頼へと拡大」されてもいい。社会システムは安定化されていくのである。その過程に関して、以下の叙述を参照して欲しい。

「信頼の問題が、生活世界の一般的な慣れ親しみから区別されて行くにあたっては、しかしながらやはり、間主観的な構成という問題圏を視野に收めることが本質的となる。自然や人間関係をも含んだ生活世界の、一般的な匿名で構成された慣れ親しまれたあり方は、現実的生存の自明の基盤であり、主題的に捉えていく一切の特殊な思考の母体であり、そうあり続ける。人間は日常的には、取り立てて格別の信頼や不信の問題なしに、こうした穏和な圈内にとどまっている。この慣れ親しまれた生活世界は、一切の信頼と不信との前提である。ところで人間は、対象的世界への慣れ親しみを、それを構成する間主観的な過程への信頼へと切り換えて「これができるない」からは、信頼と不信の基盤の間主観的な構成を理解することはできないし、問題にするこじめられない。」(③ S. 22. 116頁)

社会システムが次第に複雑化していくと、「慣れ親しみ」から「間主観的な信頼」へ、そして「システム信頼」への変化が成し遂げられていくことになる。このような「システム信頼」への移行過程を論理化することが、次節の課題となる。

## 第二節 システム信頼への移行①・コミュニケーション・メディアとの関連

ルーマンは、人格的な信頼の形成過程を検討した『信頼』第六章の末尾において、「人格的な信頼が、今日の社会システムにおいて、どのような機能に関して必要とされているのか」と問いかけている。この問いこそが、まさに今日の政治学理論の中で議論されつつある問題と思われるのであるが、本節ではまず、ルーマンの信頼論の展開過程をさらに追跡していくことにしたい。今触れた『信頼』第六章の末尾において、ルーマンはさらに次のような問い合わせを行い、そして「システム信頼」の議論へと移行していくのである。

「他方では、現代の分化した全体社会の社会秩序は非常に複雑なので、その種の人格への志向（＝人格的信頼の形成：引用者註）だけでは、到底、生活に必要な社会的信頼は創出されえない、ということは疑いない。なんと言つても社会秩序は、自分が知つていて、信頼している少数の人々次第でどうにでもかわる、というものではない。したがって、人格的なものを介して形成されるのとは違う、別の信頼形成の形式が存在するのでなければならない。では、それはどのような形式なのであらうか。」（③ S.50. 八六頁。傍線は引用者による強調。）

この「社会的信頼」の議論に入っていく際に、ルーマンはまずこれまでの社会において同様の機能を果たしていた諸要素として、神話や言語、自然法といったものに言及している。それらは「特定の他人を信頼することを超えて、生活の営みの確かさを保証していた」のであった（③ S.50. 八七頁。傍線は引用者による強調。）。しかしその要素は「単純な社会秩序」において機能していたものであり、「分化の進んだ社会秩序」においては別種のメカニズムが必要とされる。「世界が、きわめて複雑で、多くの可能性を含みながら、しかもすでに規定されたものとして、また規定可能なものとして構成され、把握されうるのは、そのような構成・把握に起因する体験と行為の選択の負担が社会システムの中で規制され、配分されうる場合においてのみであり、またそのことがなされる限りにおいてである」（③ S.51. 八八頁）。ルーマンは、このような「多数の選択作用を分化させながら結合する社会的に規制された諸過程」を分析するための概念装置として、「一般化されたコミュニケーション・メディア」という概念を用いている。

「この意味において、一方における世界の複雑性と、他方において多数の選択作用を分化させ結合する社会的に規制された諸過程との間には、構成的な諸連関 *Konstitutionszusammenhänge* が存在しているのである。

我々は、一般化されたコミュニケーション・メディアという概念を用いてこの問題を取り組み、それが日常生活にたいする追加的な装置、すなわち象徴的に一般化された選択のコードであることを示したいと思う。その機能は、諸々の選択作用をある一定の長さの鎖を介して間主観的に伝達する可能性を保証することにある。真理・愛・権力・貨幣は、進化を通じて効力を發揮する代表的なメディアの事例である。」（③ S.51. 八八頁。傍線は原著者イタリックによる強調。）

しかし、これらのコミュニケーション・メディアに関する議論を、ルーマンはこの個所で展開しているわけではない。メディアの意義を確認し、それらのメディアと信頼との関連について検討したのちに、ルーマンは「人格的信頼」から「システム信頼」への転換過程へと分析を進めていくのである。

「分化した諸々のコミュニケーション・メディア、それらの言語、そしてそれらのシンボルは、新たなリスクを生み、それとともに新たな種類の信頼問題を提起する。今やコミュニケーションは、人間によつて行われ、また人間に影響を与えるということ、しかも正当なるものの普遍の本性とか、親密な人間的つきあいに基づいて保障される必要はないということが意識されるようになる。しかしそうだとすると、このようなコミュニケーションをあてにし、コミュニケーションの中で縮減された複雑性を信頼するということが、いかにして起こりうるのだろうか。また、諸々の選択作用を間主観的に伝達するということは、いかにして可能になるのだろうか。」(③ S.52. 九〇頁。傍線は引用者による強調。)

ルーマンはこの問い合わせにたいして、貨幣・眞理・正当化された政治的権力、という三つのメディアの事例に即して検討を行つてゐる。「ルーマンの政治理論」というシリーズ名を掲げてゐる本稿においては、「政治的権力」との関連における信頼問題を、さらに検討していくこととしたい。ここでまずルーマンは、自己の政治イメージについて、以下のような規定を行つてゐる。

「貨幣に対する信頼と情報伝達的な権威に対する信頼の場合には、共通して複雑性を縮減する分権的な形式

が問題であった。これにたいして、政治的・行政的な権力の組織化は、一個の拘束力を生み出すような縮減過程の集権化を行つてゐる。政治的な意見形成、合意形成、そして利害表明といった国家官僚制の直面している諸過程においても、また官僚制内の意思決定過程においても、選択的な活動が當まれてゐる。これらの選択的活動は、組織化されており、それゆえに強化されている。そして、これらの選択的な活動を通じて、意思決定は、自明ではないが、それにもかかわらず正当な拘束力が保証された決定になる。」(③ S. 58-59. 九九—一〇〇頁。傍線は引用者による強調。)

ルーマンはここから出発しつゝ、政治的領域における信頼問題の検討を開始する。その時、ルーマンにとって、権力によつて媒介された意思決定過程にどの程度信頼が必要であるのか」という問題に関しては、「いまだに解明されていない」し「そう簡単には答えられない」としてゐる。この問題には、次のような背景が存在してゐるのである。

「自由な自然人は、國家との契約を通して自分自身や任命された統治者に信頼を与えるという、あの『社会契約』のメタファーは、いかなる現実にも対応していない。たしかに、市民は統治者を選び出している。だが、政治的選挙は自分の利害を代表してもらうためではない。選挙制度の中で諱われている基本的な考え方によれば、選出された国民の代表は、公益の基準に従つて意思決定を行わなければならない。ところが、現実には、彼らは最高の決定権力を要求している。こうしたことから、人々は統治者を信頼することができなくなつてゐる。究極的な決定権力は、自らの規範そのものを生み出している。信頼は、こゝではせいぜいのところ、統治

権 Souveränität に限界が認められるといふことに関連しているにすぎないよう見えてる。」(③ S. 60. 101 頁。)

ルーマンはこう記した上で、このような「統治と信頼とのディレクタマ」という捉え方は、問題を「過度に単純化している」と批判する。この両者は「二者択一的に解決されるのではなく、「幾段階にもわたる情報処理の漸次的な進展を通して解決されてる」のである。利害の表明—選択肢の検討—決定の作成という各段階において、政治的複雑性は段階的に縮減されている。」(3)から、次のような結論が導かれる。

「統治者 Souverän とは、まさにこれららの縮減の契機、意思決定の地平を狭める契機、他の諸々の可能性を除去する契機に他ならない。したがつて、この過程を信頼に足るものにしてるのは、この過程が多くの小さなあゆみのもとに進捗し、あらゆる段階で情報を受容しうる」とによる。」(③ S. 60. 101 頁。)

このような状況を前にして、信頼状況は分化していくことになる。まず第一に、市民は特定の意思決定についての期待を持つ。そして第二に、市民は「政治システムそれ自体を信頼する」とになる。その上でルーマンは、「全体秩序の安定性は、これら二つの水準の信頼が交錯することによって実現される」としている(③ S. 61. 101 頁。傍線は引用者による強調)。まさに、人格的信頼とシステム信頼との交錯の中で、社会秩序の安定性が実現されれる、と彼は主張しているのである。ここに、信頼概念と全体秩序との連繋を見て取ることができるであろう。信頼は、複雑性の縮減という機能(=システムの作動)の前提条件(=システムの形成と存続)をなす、とされてい

る。そしてこの点にこそ、ルーマンの信頼論の基軸が据えられていると思われる所以である。

### 第三節 システム信頼への移行②・人格的信頼からシステム信頼への転換

前項で紹介した叙述のなかで、ルーマンの社会理論における「信頼」概念の位置づけは次第に明確になってきたと思われる。しかしながら、「信頼状況の分化」という説明では、人格的信頼からシステム信頼への転換のメカニズムが明確化されているとは言い難い。「個人的な慣れ親しみ」に根柢を有する「人格的信頼」から、どのようにして「システム信頼」が成立するのか、という問題を解明しなければならないのである。ルーマンはこの問題にたいして、前節で紹介したように、まず「信頼の一般化」という概念によつて考察しており、のちには「再帰性 Reflexivity」概念を駆使しながら回答しようと試みている。本節ではこの「再帰性」のメカニズムを検討するが、その前にまず、ルーマンによる「システム信頼」の特徴づけを確認しておくことにしよう。彼は、「個々の信頼は、もはや信頼の基礎として十分なものとは言え」ず、「複雑性を縮減するシステムが、信頼そのものを必要とすると同時に、それを維持する」として、システムと信頼との相互関係について述べるとともに、その信頼には「最低限の実在的な基礎が必要である」としている。そのような「信頼のよりどころとなるのは、主として確実な効果を生み出すコミュニケーションのチャンスにある」と規定したのちに、彼は以下のように記している。

「したがつて、信頼する者は、一般化の水準の違いに応じて二重の意味で信頼していることになる。つまり、まず第一に、いざという時の安全弁として、右に述べたような特定のコミュニケーション・チャンスの持つて

いる効力を信頼しているのであり、第二に、そうしたチャンスの効果を著しく拡張しているシステムの一般的な働きを信頼しているのである。その際、これら二つの側面は、ふだんは意識的に分離されているわけではなく、そしてこのことが、高度に抽象的なシステム過程にまで至る信頼の一般化を可能としている。」(③ S. 62. 一〇五頁。傍線は引用者による強調。)

これらの叙述から、ルーマンは、「個々の信頼—コミュニケーション・チャンスの効力への信頼—システム信頼」という形で、信頼の一般化の過程を描き出し、社会システムはそれを前提しながら、さらにそれを維持していく機能を持つ、という論理構成をとっていることが明確になつたと思われる。この点は、本稿冒頭で紹介したような現代政治学の研究動向とも対応している。そこにみられる、「社会関係資本」という基盤の上で作動する「民主主義政治」という政治の二重構造への視角は、信頼とシステムとの相互作用というルーマンの社会理論の構図と、ひとまず「同型的」と考えられるからである。ただしルーマン自身は、「信頼が具体的のどの程度まで形成され一般化されるのか、さらにつづいた信頼の形成と一般化が信頼の様式なり確かにどう変化させるのか」といった具体的問題に関しては、「経験的研究を待つほかない」として、本書での検討を行っていない(③ S. 63. 一〇六頁)。

『信頼』という「抽象度の高い理論的考察から、いきなり結論を導き出すことはできない」としているのである。この種の作業が、本書以降のルーマンによって行われることはなかつた。このような「経験的研究」は、「信頼」概念を継承した現代の政治学者に残された課題と言えるのであろう。しかしその作業を試みる際には、これから紹介していくような、ルーマンの「信頼」論のもつ独自性を踏まえることが必要だと思われる。

このような「システム信頼」の特徴をふまえた上で、ここでルーマンにおける「システム信頼への転換」という

論 説  
問題に戻る」としたい。彼は、これまでに紹介したような形で信頼とコミュニケーション・メディアとの連係を付けたのち、その章（『信頼』第七章）を次のような文章で締めくくっている。

「システム信頼への転換という巨大な文明化の過程は、人類に、複雑かつ条件依存的な世界にたいする安定的な適応をもたらし、またあらゆる事柄は別様でもありうるという認識をもつて生きる可能性を与えた。このような文明化の過程のなかで、世界のもつ社会的な条件依存性が意識されうるようになる。それとともに、その意識にたいして、世界の有意味的な構成にたいする超越論的な信頼についての問い合わせ提起されることになる。」（③ S. 66. 一一〇一一一頁。傍線は引用者による強調。）

「世界は条件依存的であるにもかかわらず、なぜ信頼が存在しうるのか」というこの問いは、『信頼』第八章以降へと引き継がれていく。しかもその第八章においては、この問いは逆転された形で再提示されている。個々の信頼からの積み上げではなく、「信頼に値することが必要なシステム」の側からの、信頼獲得へ向けた「戦術的な構想 Taktische Konzeption」が、ここで検討されているのである。ここにおいて、「信頼」のメカニズムは、「個人」の側からではなく、「システム」の側から考察されることになる。信頼は、システムが自覚的に獲得すべきものとして再評価されるのである。

「環境のなかで獲得する信頼をあくまでも問題として体験し、信頼を得ようと努力しうるシステムは、より柔軟にしてより複雑な、そしてより高い程度で存続可能 bestandsfÄhiger である。」のとき、システムは、自然発

生的な性格を失うが、そのかわりに再帰性 Reflexivität を獲得する。システムの自己表現は、より意識的に行われるようになり、より複雑な諸条件に対応しうるようになる。」(③ S. 67. 一一三頁。傍線は引用者による強調。)

ここでは、「信頼の基礎を存在論化」しようとすることが批判され、システムの「再帰性」がその基盤となる、とされているのである。ここで「再帰性」の例として、まず「他者が、自己表現を継続し、その自己表現の歴史に拘束されていると感じること」に信頼が向けられている場合が挙げられている(③ S. 67. 一一四頁)。その場合には、「自己」は、最初から信頼に値するように呈示される。つまり、自己拘束は、信頼を得るための条件に従うという形で先取りされている」(③ S. 69. 一一六—一七頁)というスマニズムが確立するのである。このような信頼関係が成立している例として、ルーマンは「大規模組織」を挙げている。その例について、彼は以下のように記している。

「したがつて、高い地位に結びついた公式の責任の範囲が、個人の責任能力（すなわち情報処理能力）を大幅に超えている大規模組織では、上司と部下、ラインとスタッフ、職員の官僚との間にきわめて独特な人格的な信頼関係が成立する。ここでは、人格的な信頼関係が公式的に保証されることも、また話題にされることもないが、一方の側は、その責務能力の過大さのゆえに、相手方を人格的に信頼せざるを得ない。これにたいして、他方の側は、この信頼を把握し、信頼される際の諸々の条件や限界を察知する。そして、信頼を育み、自分を信頼する者にたいして影響力を及ぼすための基礎として信頼を利用し、さらにはその信頼を然るべき行動

によつて正当化する。大規模な組織のなかでこのよだな関係が成立するのは、さもないと、双方にとつて有利な共生関係が結局のところ維持しえないからである。」(③ S.69-70. 邦訳一一七頁)

ここには、ルーマンの最初期における問題関心との関連が示されている。公式組織の安定基盤としての「信頼関係」、という初期ルーマン理論の構図は、『信頼』では、システムとその存続能力、というさらに抽象的なレベルで理論化されていくのである。そしてその作業は、「社会秩序」の成立基盤、という問題へと連繋していく。

「信頼を強化するということは、それゆえ自由な他我の存在という社会秩序の根本問題にたいして、新しい、有効な、だがまた多くの前提にみちた形式を与えていた。人は、あらゆる可能性という完全な複雑性のなかで他者の予測不能性に対処するかわりに、もつと違つた方法で複雑性の縮減を試みることもできる。すなわち、信頼を相互に形成し、維持することに専念し、この狭められた問題に照らして、より有意味に行動することができる。そして恐らく、そこから生じた諸々の可能性は、より意識的に、より有効に利用されるようと思われる。」(③ S.71. 一二〇頁。傍線は引用者による強調。)

問題をこのよだに定式化した上で、ルーマンは、先に簡単に触れておいた「再帰性」の議論に入つていく。この概念については、『信頼』第九章の冒頭で、以下のような定義がなされている。そして「信頼」がこのよだな再帰的な形式をとるとき、それは「信頼にたいする信頼」と名付けられている。

「社会的メカニズムは、再帰的な形式をとることによって自己自身に適用され、そのことを通じて、このメカニズムの効果が強化されることになる。再帰的な形式がひとたび制度化されると、これらの社会的メカニズムは、右のようなメリットを生み出し、社会秩序は、より単純な状態に戻ることがほとんど不可能なくらいにこの形式に適合するようになる。そして、再帰的なメカニズムは、社会秩序に内在している複雑性の潜在的能力を拡大し、それとともにこのメカニズムが制度化されている社会システムの存続のチャンスを高めている。」（③ S.72. 一二一頁。傍線は引用者による強調。）

ルーマンは、社会的分化の進展とともに、さまざまなメカニズムが「再帰的」になる、と考えており、その例として、「学習の学習」としての学校システムの確立や、「規範化の規範化」としての法の安定化などを挙げている。その上で、「信頼にたいする信頼」について、彼は次のような説明を行っている。

「以上のすべてのケースにおいて、文明化された信頼の様式上の特徴は、再帰性の契機を孕んでいる点にある。信頼は、対象に関する真理の基本的な特徴が知られていることに関連しているのではない。そうではなく、複雑性の縮減に成功すること、そしてそこに含まれているリスクを冒すことが社会生活のなかで確証されており、そのことがさらに確証されるための動機づけになるということに関連している。その限りで、信頼は、それ自身に関連しており、すなわちそれが果たす機能をさらに果たしうるということに関連している。」（③ S.76. 一二七—一二八頁。）

「このような「再帰性の契機」を有した信頼を、ルーマンは「システム信頼」の基礎に据えている。「システム信頼の合理的な基礎は、やはり他者の信頼にたいする信頼にある」（③5.77. 一三〇頁。傍線は引用者による強調。）と明記しているのである。このような論理展開を経て、ルーマンは「人格的信頼」から「システム信頼」への転換過程を理論化していく。そしてそのことを通じて、「信頼」概念は「社会秩序」の問題へと関連づけられたのである。この側面をさらに明確にするため、『信頼』の結論部における「システム合理的」という「信頼」評価を検討することが、本章最後の課題となる。

#### 第四節 「信頼」のシステム合理性

「信頼」は、どのようにしてシステムの存続能力を高めるのであるか。そしてそれは「コミュニケーション・メディア」の作動とどのように連関しうるのであるか。」こでもまた、ルーマン自身の興味深い叙述を引用してみたい。

「いまや、信頼は、このような期待の矛盾の、一種のシステム内的『止揚 Aufhebung』以外の何ものでもない。期待はずれの可能性は、単に無視されるのではなく、むしろ予知され、内的に処理されるのである。あつとも、不確実な期待一般の場合とちがつて、期待はずれが起きたときにも期待を継続することが、同時に期待されるわけでも、また日常的な行動として同時に用意されているわけでもない。信頼の確かさというのは、むしろ逆に、人の信頼に背くと信頼が撤回され、その結果、相手との関係に根本的な変化が生じざるを得ないと

いう」とに基づいている。つまり、期待はずれは、軽視されるのではなく、反対に、道徳的に誇張され、その極端な性質と特別な不名誉によつてありそつもないことだとされるのである。

したがつて、信頼への準備の問題は、不確実性を減少させることによつて、それ相応に確実性を上昇させることにあるのではない。むしろ逆に、確実性を犠牲にして、担いうる不確実性を上昇させることにある。」<sup>(3)</sup>

S.87-88. 一四六一一四七頁。傍線は引用者による強調。)

したがつて、信頼の形成は、リスクを解消するなど「システムの作動」として直接的な意義を有するのではない。それは、「矛盾のシステム内的『止揚』」として、システムが担いうる不確実性を上昇させることを、つまりシステムの能力の上昇を意味するのである。このことを明確化したことが、ルーマンの「信頼」論の大きな意義であり、そして現在の政治学の研究動向のなかでこの意義が再確認されようとしているのである。したがつて、この「システムの能力」の問題について、ルーマンの叙述をさらにフォローしていくことにしよう。彼は、システムが世界の複雑性に対応するためには、「問題解決の潜在的可能性的一般化」<sup>(3) S.88-89. 一四八頁。傍線は原著者イタリックによる強調。)</sup>が図られなければならない、とする。そしてこの一般化は、内容的な面と時間的な面の双方にわかつて展開される、とされているのである。

「行動期待の一般化」という、ルーマン社会理論の出発点となつていた概念は、まず期待の「対象の個体性」<sup>(3) S.89. 邦訳一四九頁。傍線は原著者イタリックによる強調。)</sup>に根拠づけられていた。しかしシステムの発展によつて、この特殊性からの脱却（＝一般化）<sup>(3)</sup>が図られることになるのである。以下の叙述を参照してほしい。

「可動的で高度に分化した社会秩序は、信頼の準拠対象となるものを感情移入の可能な身近な対象からますます引き離している。このような社会秩序は、ますます、何の感情も抱きえないようなシステムにたいして信頼することを要請している。こうした状況下においては、感情と機能的に等価な問題解決メカニズムが必要になつてくることが予想される。このメカニズムによって、信頼の基礎としての感情のある部分が置き換えられるが、またある部分は私的な機能にますます限定される。このような代替的な方法つまり社会的な自己表現の確かさは、文明化が進展するにつれて重要性を増してきたように思われる。」(③ S.90. 一五一頁。傍線は原著者イタリックによる強調。)

一方で感情のある部分は「私的な機能」に限定されていくのであり、他方で感情という「信頼の基礎」を代替するものとしての「社会的自己表現」という概念が登場する。この「自己表現」という概念は、本書でもすでに登場してきているのであるが、ここで明確な位置づけが与えられている。それは、以下のように記述されている。

「自己表現の確かさを感情的固着と比較するならば、自己表現に大きな可動性があることは一目瞭然である。自己表現の一般化の原理は、対象の同一性にあるのではなく、逆に表現される自己の同一性にある。この自己は、環境にたいして選択的な関心を持つていて、自己は、自己表現の状況なり性質なりを変えることができ、環境内の具体的な対象と運命をともにするわけではない。自己表現における縮減方法は、感情的な同一化のよう内と外の融合にあるのではなく、内と外とを分離し、この分離を維持することにある。内と外との境界維持は、自己に関する、システムから離れた、あらゆる情報をコントロールすることをつうじて行われる。

こうして、表現される自己は、より複雑な環境と調和し、それゆえ感情的に拘束された自己以上にさまざまに信頼を示すことができる。」(③ S. 92. 一五四頁。傍線は引用者による強調。)

」のように、「自己表現の一般化」、「社会的な自己表現の確かさ」という方向をたどる」とにより、信頼の基礎は拡張されていくのであり、そこに「システムにたいする信頼」の可能性が提示される。しかしこれは「人格的信頼」の側からのアプローチであり、もう一方でシステムの側からのアプローチによつて、それは補完されなければならない。本稿でもその点はすでに前節で触れてきたところであるが、「信頼に値することが必要なシステム」の側からの、信頼獲得へ向けた「構想」が必要とされているのであつた。これら両者の契機の結合が重要となつてゐる。

「信頼は、幾通りかの仕方で形成される。そしておそらく、複雑性を縮減するために単純な社会よりも多くの信頼を必要としているところの高度に分化した社会は、それに対応する形で、信頼の形成と安定化のさまざまなメカニズムをより多く用意しておかなければならぬ。高度に分化した社会はしたがつて、単純な社会に比べると、そのシステムの信頼への準備 *Vertrauensbereitschaft* をより必要としなければならないし、それと同時にその準備への負担からより解放されていなければならぬ。」(③ S. 94. 一五八頁。)

」のような形で、高度に分化した社会で準備されている信頼は、どのような役割を果たすのであらうか？それは、システムの「合理性」とどのような関連を有するのであるうか？」こに、信頼概念とシステムの作動との論理連関、という問い合わせがたてられる」とになる。この点に関して、ルーマンはまず以下のように問い合わせ、そして答

えている。

「このような問題構造のなかで、『合理的である』という判断は何と関連しているのであろうか。そして、信頼は何と連関しているのであろうか。

もし、意思決定理論の合理性概念—それが目的合理性の概念であろうと、最適性の概念であろうと—を尺度に選ぶならば、あまりに狭い概念的な準拠枠を採用したことになる。それは、信頼という事実を扱う上で適切ではない。信頼は、決して特定の目的を達成するための選択可能な手段ではなく、まして最適化可能性をもつた目的／手段—構造ではない。」(③ S.97. 一六三頁。傍線は引用者による強調。)

この個所は注目に値する。ルーマンは、信頼概念を「目的—手段圖式」のなかで捉えるべきではない、と明記している。「信頼問題は、適切な意思決定を下すための計算モデルでは捉えることができない」(③ S.98. 一六四頁)のである。ただしそのことは、信頼が「合理性」と無縁である、ということを意味しない。これらの叙述の後に、ルーマンは以下のように続けている。

「複雑性にたいするシステムの潜在的能力を高めるという機能に照らしてみると、信頼は合理的である。信頼を欠いてしまっては、非常に単純で即座に取り結べるタイプの協力しか実現しえない。また個人的行為でさえも、あまりに攪乱を受けやすいので、信頼に頼ることなく確実な瞬間を越えた計画を立てることはできない。これらの原初的な形態を越えて社会システムの行為能力を高めるためには、信頼が不可欠となる。」(③)

S.98. 邦訳一六五頁。傍線は引用者による強調。)

」のように、信頼を基盤とした上で、」そ協力関係が形成され、それによつて社会システムの行為能力が高められる、としているのである。この意味で、ルーマンは信頼を「システム合理的 systemational」である、と評価する<sup>(3)</sup>（③ S.99. 一六五頁）。ただしそれは、「もちろん、信頼が複雑性を縮減するための唯一のメカニズムでないことは明らかである」という限定を付した上での評価である。そして、「より高度な複雑性をもつたシステム」は「信頼」とともに「不信」をも必要としている、と述べた上で、ルーマンは以下のようないふ�を継続している。

「したがつて、システム合理性は、信頼にのみ固有なものではない。むしろ、システム合理性は、信頼と不信の両方にまたがる水準にあり、いいかえれば、根源的な世界関係を信頼なし不信といつう構造化された二つの選択肢 Alternative へと「二肢図式化 binäre Schematisierung する」とはある。」この二肢図式化の利点は、より厳密に定式化され特定化された二肢コード—例えば、合法／不法や真理／非真理といった二肢コード—と比較することができるよう。これすべてのケースにおいて、互いに対立し合う状況規定は、はじめは論理的に交換不能な値としてあつた。しかしながら、二肢図式化によつて、それらの状況規定は、単なる否定をつうじて互いに転換しうるかの」とく扱われるようになる。」（③ S.99. 一六六頁。傍線は原著者イタリックによる強調。）

」には、「二肢図式化 binäre Schematisierung」という新しい視角が登場する。信頼／不信といつうように「対立物」を構成し、その一方から他方への移行を統制するができるようになれば、システムはより高度な複雑性に対応でき

るようになる」とされているのである。その具体例として、ルーマンは「権力分立」と「抑制均衡checks and balances」などを念頭に置いていると思われる。「統制的審級 Kontrollinstanzen にたいする不信を公式の義務に」まで高めることと」(③ S. 102. 一七一頁) という記述や、「慣れ親しんだ事実に疑いの目を向ける」ことが課題として容認されているような役割としての「研究者や裁判官」、という叙述に、そのような理解を見て取ることができる。このようにして、システムにとって見れば、「信頼と不信とにたいする」の視点の分化が「合理的」とされているのであり、「い」のような分化が、環境と比べてより高度な内的秩序を維持する」と貢献する」(③ S. 102. 一七一頁)、とされているのである。「信頼」の存在だけではなく、「不信」の存在の意義をも承認した上で、それらを制御する「い」とによって「システムはより高度な複雑性に対応できるようになる」のであつた。ルーマンは、信頼と不信との関係を「い」のように整理したのち、以下のような叙述で『信頼』という著作を締めくくっている。

「機能の側面から捉えることによってのみ、信頼を統一的に把握し、機能的に等価な他の働きと比較することができる。信頼が社会的な複雑性を縮減するのは、信頼が情報不足を内的に保障された確かに補いながら、手持ちの情報を過剰に利用し、行動期待を一般化するからである。そのさい、信頼は、同時並行的に形成される他の縮減の働き—例えば、法、組織、そして当然のことながら言語の働き—をつねに頼りにしているが、それらに還元されるわけではない。たしかに、信頼は、世界を成り立たせている唯一の基盤ではない。けれども、かなり複雑な社会が成立しなければ、高度に複雑でしかも構造化された世界を表象することはできないし、また信頼が存在しなければ、高度に複雑な社会を構成することはできないのである。」(③ S. 105-106. 一七六頁。傍線は引用者による強調。)

ルーマンは本書のなかの随所で、倫理学や道徳を、自己の社会学や機能分析と対置している。すでに本稿でも触ってきたように、ルーマンは価値や規範といった契機を除去した上で成立しうる社会秩序論をめざしてきましたと考えられるのである。「信頼」は、唯一ではないにせよ、社会秩序の基盤となるものであった。では、「信頼」の機能によって獲得された「システムの存続能力」という基盤の上で、社会システムはどうに作動しながらその存続を達成しているのであるうか。その後のルーマンの理論展開は、このような問題設定に依拠していると考えられるのであり、この「存続論」と「作動論」との連繋を、「『信頼』以後のルーマンによる論文に即して概略的に展望する」とが、本稿の最後の目的となる。

## 註

- (1) N. Luhmann, *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 2. erweiterte Auflage, Ferdinand Enke Verlag (Stuttgart, 1973). 以下本書を③といふ。なお、本書には以下の邦訳がある。大庭健・正村俊之訳『信頼：社会的な複雑性の縮減メカニズム』、勁草書房刊、一九九〇年。本文中における引用の表記方法等は、すべて前章と同じである。
- (2) 以下の引用を参照。

「つまり、世界の中に他我が現にいるところ」とにおいて、既に予測不能な複雑性が自己に課せられているのであって、この複雑性が、自他に共通の類型へと縮減されなければならないのである。パーソンズの社会システム論もまた、右のような根本思想に基づいているが、彼の場合には、あらゆる相互行為が双方において未決であり、それが規範の形成を不可避にする、という「二重の条件依存性 double contingency」の「一や二の形をとつており、この「二重の条件依存性」下での規範の形成において役割期待の相補性が確立される」といわれている。（③ S. 6. 九頁。傍線は引用者による強調。）

(3) ハレル、「社会契約」の原語は *Staatsvertrag* であり、邦訳書では「国家契約」と記された。しかし内容から考え、ハレルは「社会契約」という訳語をあてた。ちなみに本書の英訳本でも、当該箇所は *social contract* とされてる。本稿「はじめに」の註九に掲げた英訳本における以下の箇所を参照のこと。N. Luhmann, *Trust and Power*, p. 54.

(4) 「システム合理性」の概念については、下掲のルーマン『田的概念とシステム合理性』を、またその紹介と検討について述べは、拙稿「ハレス・ルーマンにおける政治システム論の形成過程」第二章第三節を参照された。

N. Luhmann, *Zweckbegriß und Systemrationarität: Über die Funktion von Zwecken in sozialen Systemen*, 2. Auflage, Suhrkamp Verlag (Frankfurt am Main, 1973)。なお、本書には以下の邦訳がある。馬場靖雄・植村隆広訳『田的概念とシステム合理性：社会システムにおける田的機能について』、勁草書房刊、一九九〇年。

## むすびにかえて・存続論から作動論へ――ルーマン理論における「信頼」概念の位置

これまで紹介してきたように、ルーマンの「信頼」概念は、将来へ向けた「システムの潜在的能力の拡大」という観点から評価され、そのことを通じて「社会秩序の問題」へと関連づけられている。その点で、「信頼」は貨幣や権力など各種のメディアと、一種の分業関係にあるといわれている<sup>(1)</sup>。メディアは、過去になされた選択を伝達する」とを通じて複雑性を縮減するのであり、それに対して「信頼」は、「未来の条件依存性に言及する」<sup>(2)</sup>とされてるのである。そこでは、「信頼」は一般化されたメディアではなく、「すべての媒介された選択の将来性を条件づける」とした後に、以下ののような文が続いている。

「時間の地平が開かれた未来へと拡大する限り、信頼への需要は高まり、そしてその需要はより高度に一般化され、そしてより特殊化された形態へと変化していく。そしてメディアの分化は、それに対応した信頼の分化を含んでいる。」<sup>(3)</sup>

このような、信頼の「条件づけ」という特質を明確にしている著作が、中期ルーマンにおける理論的集大成の著作と言われる『社会システム』である。<sup>(4)</sup> ルーマン理論のこの段階においてすでに、「信頼」概念がその中で占める意義は小さなものとなりつつあるが、それでも同書第三章「二重の条件依存性 Doppelte Kontingenz」において、「信頼」は重要な位置づけを与えられている。同章第六節「秩序問題の新しい地平」では、「秩序の不可欠の必要条件は潜在性である」と明記され、そこでは中期ペーソンズ的な「行為の規範的志向」による解決が批判されたうえで、以下のような形で「信頼」概念への着目がなされている。

「ところで、とりわけ信頼は、あの循環的性格、つまり信頼はそれ自体をみずから前提とし、さらにそれ自体を自らで確証する性格を有している。こうした性格は、二重の条件依存性から成立するすべての構造に特徴的なものである。信頼はシステム形成を可能にし、そのシステム形成から再び信頼の強化された、よりリスクをはらむ再生産の力を獲得している。」<sup>(5)</sup>

再帰的特質を有する信頼によって、システム形成が可能になり、そこからまたシステムの再生産の力が獲得される、という「信頼」像は、これまで「信頼」の論理展開を追ってきた我々には了解可能なものであろう。システム

に潜在する」のようないくつかの契機が、「社会秩序」を支え、その基盤の上で社会システムが作動する、というルーマン理論の構図は、現代民主主義理論が注目しつつある「社会関係資本」と「民主主義的政治」との相互関係という構図と同型的なものと言える。そしてそのような視角を、現在から見て三〇年以上も前の段階で、ルーマンはすでに提起していたのである。そのことが、政治学の現代的研究動向のなかで、ルーマンの「信頼」論への注目という現象を生み出した背景であった。

しかし、第一にルーマンの信頼論のもつ抽象性のゆえに、その後それを経験的分析へと展開していくことには困難が伴っていた。そして第二に、ルーマン自身のその後の研究は、「システム形成論」から「システムの作動論」へと重点を移動させていったのであり、「信頼」論の更なる展開をそこに見いだすことはできない。現に、本節で紹介している『社会システム』においても、「信頼」論は第三章という、全一二章の著作の前半部分で展開されている。そしてそれに続き、「コミュニケーションと行為」、「システムと環境」といった順で記述が進められ、その後「社会システムの作動」へと議論が進められていくのである。同書後段で紹介されている、「再帰性」や「自己準拠」、「オートポイエシス」といった、後期ルーマンにおいて中心的位置を占める諸概念は、すべてシステムの作動メカニズムを解明するための概念装置と言えるであろう。そしてそれと同時に、そのような作動メカニズムを分析するための視角「観察」もまた、そのシステム論の内部に位置づけられているのである。『社会システム』の結論部には、以下のよくな記述を見いだすことができる。

「社会という社会システムも、科学という社会システムも、それぞれのシステムそれ自身を条件づけている特別な種類のオートポイエシス的システムにほかならない。そうしたシステムが観察したり描写したりしてい

スルハイトは、そのシステムの固有のはたらきなのであり、すべてのオーバーポイントのシステム依存性に基づいて進められることの観察や描写の原理的なシステム関連性を廃棄してはならない。したがって、最終的な根拠づけの問題に対しても、自己準拠的システムに関する自己準拠的な理論に基づいてしか答えられないのです。<sup>(6)</sup>

後期ルーマンにおける、「」のよつたな「自己準拠的理論」に基づいて、あるある社会システムの作動様式が検討されていくことになる。『社会の経済』を出発点とする「社会」シリーズは、まさにそのよつたな業績と位置づけるのである。そのよつたな「研究の重点の移動」という状況の中で、ルーマンの「信頼」概念に対する関心が希薄化していくことは、ある意味で当然とも言えよう。<sup>(7)</sup> したがって、「信頼」や「社会関係資本」といった社会内に潜むする契機を明確化するための理論を発展させ、それを政治現象の経験的分析に活用するという作業は、現代に生きる政治学者に今なお残された課題と言えるのである。<sup>(8)</sup>

### 結

ルーマンの「」は、一九七六年に刊行されたペーパーバック記念論文集に収録されており、ルーマンのエントリの論文を参照。<sup>(9)</sup> N. Luhmann, "Generalized Media and the Problem of Contingency," in Jan J. Lousser et al., eds., *Explorations in General Theory in Social Science, Essays in Honor of Talcott Parsons*, Vol. II, Free Press (New York, 1976), pp. 507-532. 以降の著作は収録されていない文献リストによると、本論文は一九七一年執筆されたもの。ルーマンが『』の第一版を刊行した時期とほぼ同じである。Dedet Krause, Luhmann-Lexikon, 4. Auflage, Lucius & Lucius (Stuttgart, 2005), S. 270.

(2) N. Luhmann, *ibid.*, p. 312.  
(3) *Ibid.*

## 論 説

(4) N. Luhmann, *Soziale Systeme. Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp (Frankfurt am Main, 1984). 佐藤勉監訳『社会システム理論』上巻、恒星社厚生閣刊、一九九一年。同監訳『社会システム理論』下巻、恒星社厚生閣刊、一九九五年。

(5) A. a. O., S. 181. 前掲邦訳上巻100頁。傍線は原著者イタリックによる強調。「潜在性」の強調は、後期バーンハンドとの関連を示すものと思われる。

(6) A. a. O., S. 655-656. 前掲邦訳下巻八八二頁。

(7) 「いのりとは、後期ルーマンにおける「信頼」概念の消失、といった評価を意味するのではない。彼の最晩年の著作『社会の社会』では、やはりその前半にやはあらが、「信頼」概念への言及を見こだす」のがである。Vgl. N. Luhmann, *Gesellschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp (Frankfurt am Main, 1997), S. 383f.

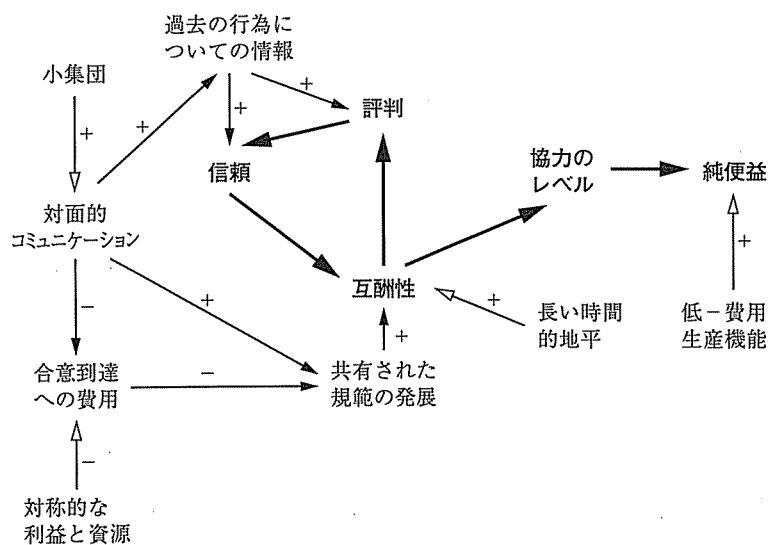
(8) 「いのりの課題を追求する」とは、「ルーマン政治理論の検討」という本シリーズの課題を超えたものである。しかし、筆者が別稿で検討した「いのりのあるオストローム E. Ostrom の著作には、いのりのよつな研究への手掛かりとなる視角が提示されると考えていい。オストロームの業績を検討した拙稿として、以下のものなどを参考して欲しい。」

拙著『社会科学の理論とモデル――比較政治』、東京大学出版会刊、11001年。とりわけその第三章。

拙稿「シリーズ法整備支援のための比較政治学(2) 法整備支援の比較政治学的考察をめぐして――E・オストロームの支援論を手がかりにして」、名古屋大学『法政論集』第110号所収、11005年。

また、オストロームがアメリカ政治学会会長の際に行った会長演説の中でも、興味深い図式が提示されている。「信頼」が中核に据えられている以上の図11を参照。いのりの図式に関しては、別稿での検討を予定している。出典は以下の通り。Elinor Ostrom, "A Behavioral Approach to the Rational Choice Theory of Collective Action: Presidential Address, American Political Science Association,

ルーマンにおける「信頼」論の位置（小野）



図二 社会的ディレンマの解決へむけたシナリオ

1997," in *American Political Science Review*, Vol. 92, No. 1  
(March, 1998).